

審査基準（公表用）

様式第3号

所管部（局）・課 健康福祉本部医務課

法令名	医療法	法令の番号	昭和23年法律第205号							
許認可等の種類	病院等の施設の使用許可（病院、医師・歯科医師以外の者が開設する有床の診療所、助産師以外の者が開設する有床の助産所の場合）	根拠条項	第27条							
審査基準	病院等の開設許可申請における構造設備基準について審査する。									
	受付機関	保健福祉事務所	処理機関	保健福祉事務所	交付機関	保健福祉事務所	標準処理期間	30日	目次	13
								標準経過期間	—日	